



中津市監査委員告示第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和4年5月10日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 秘書広報課
収納課
人権・同和対策課

2. 監査の対象期間 令和2年度分

3. 監査の実施期間 令和4年3月30日～令和4年5月10日

4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・恒 賀 慎太郎

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和4年5月17日(火)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【人権・同和対策課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

- ① 教養学級やふれあい学級等の参加人数、開催時間等を記載した実績報告の添付がない。
報償費は役務の提供等に対する純粋な謝礼で、財務会計伝票上は写真添付等の必要はないが、役務の履行確認を行う上では、他の事業同様に実施報告書の詳細な内容記載と実施写真の添付が必要であると考ええる。
- ② 講師謝礼の金額が1時間当たり2,500円となっているが、金額の根拠を示されたい。
支出根拠は、法令、契約、請求書その他関係書類に基づいたものでなければならず（中津市会計事務規則第35条）、独自基準により支出する場合は内規等に明文化することが必要である。

(2) 契約事務について

令和2年度からの長期継続契約の見積執行を令和元年度の3月に行っている。

また、4/1午前0時からの履行が必要な警備委託業務において、4/1に委託契約を結んでいるため、4/1午前0時からの業務履行に問題が生じている。次回契約時は4/1付契約を避けた長期継続契約とされたい。

(3) その他

市内出張命令簿1ヶ月分の月日・時間～走行距離までを全てパソコン入力している。

出先職場のため課長の決裁印はまとめてもらうことになったとしても、今後はその都度記載し、主幹（文化センターであればセンター長）の決裁をもらうよう事務処理を改められたい。

【収納課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

住宅新築・改修・取得資金貸付金未償還分について、年月が経つにつれ、本人死亡等で更に回収が厳しくなってくるため、早期回収に努められたい。

(2) 支出事務について

- ① 中津市税の完納奨励に関する条例に基づき、令和2年度には18の組合に納税奨励金が支払われている。
山国地域のようにすべての納税組合の解散事例もあることから、今後、更に積極的に口座振替等を推進し、納税組合の在り方について見直しを検討するよう求める。
- ② 市税滞納整理指導員委託業務として、毎月支払いを行っているが、履行確認の資料がなかった。
委託料の支払いは、原則、債務の履行を確認した後での支払いが基本であるので、確実な履行確認に努められたい。

(3) その他

4名で共有している固定資産税滞納処分のインターネット公売にかかる落札代金のうち、徴収金を引いた残余金を共有者4名で按分し、返還すべきところ、3名分について返還できていない状況である。
未だ返還ができていない3名について、早期の返還を行うよう求める。

【秘書広報課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。